

学校いじめ防止基本方針

神奈川県立相模原中等教育学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、互いの「よさ」を認め合い、他所を尊重することができる豊かな人間性を備えた生徒を育成します。そして、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

(いじめの禁止)

本校生徒は、いじめを行ってははいけません。また、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置するようなこともしてはいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者及び地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題に触れ「いじめは、絶対に許さない」との雰囲気醸成していきます。
- ・全職員が、教育相談の考え方を身につけ、生徒一人ひとりの人権を尊重し、生徒の心に寄り添い、支援を行います。
- ・全生徒が、他の生徒の立場や考え方を理解し、自己の考え方や行動をその場にふさわしい方法で表現し伝えることができるコミュニケーション能力を養うため、全ての教育活動の中で、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・学校の教育活動全体を通して全生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取り、自己有用感を高めるような機会を多くつくります。
- ・生徒が委員会活動などを通して行ういじめ防止に資する活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者及び地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ①生徒対象いじめアンケート調査 年2回（7月、1月）
 - ②個人面談を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査 年3回（5月、7月、10月）
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。い
 - ①スクールカウンセラーの活用及び生徒、保護者への周知
 - ②いじめ相談窓口の設置（直通電話の設置）
 - ③保護者からの相談を随時受けることを周知する。
- ・相談・通報のあった事案は、「いじめ等検討対策会議」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにその場でいじめをやめさせます。
- ・いじめやいじめと疑われる行為の発見や通報を受けた場合は、速やかに組織で対応をします。
- ・いじめに対しては、全職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関や専門機関と連携し、対応にあたります。
- ・いじめを受けた生徒に対して、徹底して守り通すことを伝え、できる限り不安を除去し、事情の聞き取りを行います。また、当該生徒の見守りを行うなど、生徒の安全を確保します。また、いじめを受けた生徒の保護者に、迅速に事実関係を伝えます。
- ・いじめたとされる生徒からも事情の聞き取りを行い、いじめの事実が確認された場合は、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす絶地に許されない行為であることを理解させるとともに、いじめを行った背景にも目を向け、いじめた生徒が抱える問題の解消に努めます。また、その保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導します。
- ・はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ・発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対してもネット上のいじめ防止についての情報を周知します。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害拡大を避けるために、直ちに削除する措置を取ります。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報し、援助を求めます。

3 「いじめ等対策検討会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ等対策検討会議」を設置し、学期に1回程度（7月・3月）開催します。いじめと疑われる相談・通報等があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「いじめ等対策検討会議」の構成

副校長、教頭、生徒指導グループ総括教諭及び教諭、学年部長、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

※ 緊急開催の会議には、担任や部活動顧問などを構成員とします。また、学年部長は当該学年の学年部長とします。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめ等対策検討会議の招集
- ・いじめに関する相談・通報への対応及び情報収集
- ・いじめに関する事実関係の聴き取り
- ・いじめ事案への対応検討
- ・いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ重大事態調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ重大事態調査委員会」の構成

管理職、生徒指導グループ総括教諭及び教諭、当該学年部長、担任

※ 事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・神奈川県教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること